

3日目の朝は、ちょっと遅れてはじまったが、参加者は多かった。

議長からのあいさつ：建設的な議論ができていますので、これからもそう願いたい。国とNGOからでた修正案を別々に集めてコピーした。条文からセカンドリーディングをしていく。

その後、国からでた修正案がはいった1条をスクリーンに映しながら議論がはじまった。

・キューバ：コンセンサスを得ようとしている努力を評価するし、そのため議長が多大な努力をしてきたことを評価している。人権と平和とのリンクについて協議しているにもかかわらず、我々は作業部会が設置された時点での根本的な考え方から遅れをとっているという気持ちをぬぐうことはできない。もっと明確な条文を望む。次のような提案をする。「個人、グループ、および人民は奪うことのできない公正で持続可能な平和への権利を有する」という文言を入れてほしい。平和への権利を明確にするというのが、キューバが平和への権利を提案した動機であるし、それを生かす必要があるのでは。

・インドネシア：キューバの提案に賛成。1条の最初に「平和への権利はすべての人の奪うことのできない権利である」とする提案。

・ベネズエラ：我々は平和への権利について語る宣言を望んでいる。平和への権利について明確に。キューバ、インドネシアの提案はまとを得ていて、賛成。

・アメリカ：キューバやその他の国からは、残念ながら受け入れることができない。この問題についてはすでに我々は話し合ったはず。コンセンサスのために譲歩してきたし、これ以上譲歩はできない。平和への権利という言葉を入れることは認めない。議長が出した1条の草案は非常によいものだと考えている。平和への権利の言葉について話し合うなら、受け入れることはできない。

(議長：アメリカの立場は十分に理解しているし非常にクリア。ただ、まずテキストにどういうものを入れるかすべて出して交渉しましょう。最初にすべて出しましょう。いまやっているフォーマーセッションは重要で、たとえ国々が同じ発言をしてもいいと思う)

・ロシア：平和と人権とのリンクの現在のアプローチを歓迎している。平和の権利という言葉のをせるのは同意しない。ただ1984年の宣言は支持している。ただそれは集団としての平和への権利。ここでまた平和への権利を人権として定義するというのは問題であると考え。84年の宣言に言及することはいいが、平和と人権のリンクに焦点をあてるため。提案は、84年の前文にある言葉をそのまま使うことが可能かもしれない。戦争や紛争から逃

れることは、平和と発展と人権と基本的自由の完全な実現のための条件である。ただ、時代的に古いかもしれません。

(議長：ロシアの発言をうけ、生命の権利に関しては普遍的なコンセンサスができています。これを宣言に入れることは有効だとすかる。生命の権利と平和をつけるという可能性を模索してきた)

・韓国：現在の議論の枠組みができていますということだから、作業部会に参加することをきめた。韓国は個人の平和への権利、集団の平和への権利は一切認めることはできない。平和への権利の文言を入れることには合意できない。

・オーストラリア：アメリカ、韓国の提案に賛成。平和への権利を入れるという交渉については全く合意できない。

・EU：議長案の1条の精神に同調している。個人の生命の権利に集中すべき。それに対する多少の変更も私たちは歓迎しない。平和への権利に関して、普遍的な支持を得ているいかなる公的な文書に認められていると考えていないので、平和への権利のいかなる言及も支持できない。人権、平和、発展が促進されている文脈においての生命の権利という文言にしてほしい。現在の文言は、平和と発展の文脈のみ人権が享受できると誤解を与えるので変えてほしい。

・メキシコ：交渉をどういう形にするにせよ、中間地点を探している。そうすることによって少しずつ近づいてきているのでその努力をしましょう。アメリカの提案したテキストに対して少しの変更を加えるという提案をします。

・ウルグアイ：NGOの発言を考慮すると、我々はコンセンサスというのは代償が大きすぎるという印象を持っている。84年の宣言より前に後退するのは許されない。84年の宣言はすべての人民は平和への権利を持っているとはっきりいっている。メキシコが出した中間案は考慮に値するかもしれない。人権と平和を同時に満たすような表現を考える必要がある。

・キューバ：我々はいま目の前にあるテキストをすべて削ろうという提案をしていない。原案に何かを加えようという提案にすぎない。今回の議論のプロセスには合意している。ただ84年より後退することは許されないということに賛成。平和への権利の言葉をつかえないのであれば、平和への権利宣言を作る意味がうすれてしまう。最初に平和への権利を提案した理由や、市民社会の人びとがここに集まっているという意味を考えると平和への権利と

いう言葉をつかえないのはおかしいと思う。諮問委員会のドラフトが基礎になっているので、それをすべて捨ててしまうということはできるのか、という気持ちを持っている。

(議長：現実的で透明性があって合意に基づいていうプロセスを常に大事にしている。私も正直に話すし、みなさんもフランクに話して結構です。試合終了寸前にゴールが決まってすべてが変わるのを望まないで、今なんでも言ってほしい)

スリランカ：議長がリードしてきている今回の議論が、透明性があることを評価している。コンセンサスを得なければならないし、かつ国連憲章など法的な基礎に基づいて話し合うのは確かである。しかし平和への権利について話し合っているのを忘れてはいけない。平和への権利の定義についても考えなければならぬ。だからテロリズムから逃れる権利を提案します。さらに84年宣言の1条をみると、人民は平和への権利を有していると書いてある。少なくとも同じような文言を第1条に入れる必要があると考える。

インドネシア：いままで行ってきたことを繰り返したくはないが、バランスをとることが重要だと思う。平和への権利というものは確かにあって、平和への権利はほかのすべてを照らすようなもので、そういうものを挿入するという議論についてはオープンである。

(議長：私もそう考えている。文章の交渉をやっているのですべてオープンである)

コスタリカ：我々は1条について昨日は話さなかった理由は、議長が用意した1条の案にみんな賛成しているのではないかという印象を持っていたためである。しかし今日は違う意見が出ているので話します。平和における生命の権利(right to life in peace)に言及することは役立つかもしれない。しかし我々は、原案からそんなに離れないほうが良いと思う。

アメリカ：いままでのいくつかの国の発言について Tico アプローチ(透明性で包括的でコンセンサスで目的的なアプローチ)をとっているということの評価する。アメリカ自体は堅固な立場があり、メキシコと同じである。84年の宣言はロシアがさっき言ったように、文言が古く現代に合わないし、コンセンサスではなく、特定の国、55%の国によって採択されたにすぎないのであるから、いま私たちがコンセンサスを目指しているという状況なので、84年宣言に言及しないほうが良いと考える。

デサヤス氏：我々は国際法の発展的な性質に注目しなければならない。人権理事会もそこに注目してきた。我々は市民社会が言っていることにも耳をかきなければならない。市民社会は平和への権利はすでに成熟したものと考えている。

(議長；あなたの意見理解。NGOの意見も常に歓迎しています)

ヤングピープルズ・ピースビルダー

第1条は意味のない文章なので、もっと強い文章にしなければならない。平和教育をいれてほしい。

モノー

生命の権利は宣言の中心にあるということを理解している。生命の権利は戦争によって脅かされているのだから、我々は武力の使用から逃れる生活を保護される権利を入れてほしい。

李さん

コンセンサスといのは誰のコンセンサスですか。2008年以降平和への権利の準備の国連宣言がいくつもされているということを考えて、正当性がある。曖昧な表現で具体的な宣言にしないと基地問題や良心的兵役拒否を救うことができない。

カルロス

今回の議論について意見が分かれているという事実を考えなければならない。

(議長；説論。コスタリカから来て、コスタリカは兵隊を持っておらず、コスタリカでは平和への権利が認められている。私自身が今回の議論で平和への権利が認められないというのは難しい感情を持っている。しかしこれがこの部屋のリアリティだ。我々は円を回り続けるわけにはいかず前に進まなければならない。その結果、平和と人権のリンクということでこの文書を作っていかなければならないということに到達している。カルロスの立場はよくわかるが、私の立場を助けてくれないといけないんだ)

笹本

いくつかの政府は平和への権利を認めることを反対しているが、諮問委員会案は認めている。日本の憲法も平和的生存権がある。生命の権利は自由権規約で認められているので新しい価値がない。武力の行使禁止は国連憲章に書いてある。78年宣言についてはコンセンサス文書ではないが、投票で反対はなく、2つの棄権のみでした。国際社会で共通の理解では、78年宣言以前に戻ってはならない。平和への権利か平和における生命の権利を1条に入れるべき。

ミコル

議長の現実主義はわかるが、だからといって平和への権利を定義することなしに、平和への

権利宣言を作ることができない。コンセンサスは重要だが拒否権を許すということではない。キューバが提案したことは最低限のことだ。そうでないなら市民社会はこの議論を指示することができない。84年宣言より後退することを支持することができない。

(議長：コンセンサスがないのなら、将来はない。コンセンサスというのは非常に重要だからあくまでもコンセンサスを求めていく)

ウルグアイ：市民社会はフランクに言ってくれました。78年、84年の宣言より後退することはできない。我々からみると言葉はおかしなものではない。さきほど日弁連（笹本）がいったように78年の決議は反対票がなく棄権のみだったので、平和への権利をいれるべきである。

(議長：78年の棄権2か国は、平和への権利のコンセプトではなく教育についてのフレームワークに棄権したのみなので、国連の宣言がソフトローと考えるのが許されるのであれば、ある種の78年宣言に拘束されているのではないかと思う。)

パキスタン：いま話し合ってるのは、平和への権利宣言であることは疑いのないこと。平和への権利の言葉を入れるべき。(しかしパキスタンの提案は平和への権利という文言はでてこない。)

チュニジア：中間地点、コンセンサスをえるために、基礎となるような新草案を作るべき。たとえば、「すべてのひとは奪うことのできない平和と尊厳のうちに生きる権利を有する」というのはどうか。

(議長；たくさんのコメントありがとうございます。ポジティブな印象でした。)